

墨田区地域保健活動相談記録電子化(LGWAN 回線への構築)業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

区では、地域保健活動相談記録電子化にあたり、多様なベンダーから新技術やアイディアを求め、また見積もり・仕様を比較することでコストと性能の最適バランスを図るため、域保健活動相談記録電子化業務の受託者をプロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

墨田区地域保健活動相談記録電子化(LGWAN 回線への構築)業務委託

(2) 概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約締結日

令和 8 年 4 月 1 日 (予定)

(4) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 提案限度価格

10,989,000 円 (税込)

4 応募資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱 (平成 18 年 9 月 20 日 18 墨総契第 387 号) による指名停止を受けていないこと。
- (4) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱 (平成 23 年 5 月 16 日 23 墨総契第 135 号) による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

5 実施スケジュール

	項目	日程 (提出期限)
1	公募開始・実施要領等配布	令和 8 年 2 月 2 日 (月曜日) 午後 1 時 ~ 令和 8 年 2 月 18 日 (水曜日)
2	質問書の提出期限	令和 8 年 2 月 9 日 (月曜日) 午後 5 時 (必着)
3	質問に対する回答	令和 8 年 2 月 16 日 (月曜日) 予定
4	参加表明書及び企画提案書等の提出期限	令和 8 年 2 月 18 日 (水曜日) 午後 5 時 (必着)
5	書類審査 (第 1 次審査) 結果通知の発送	令和 8 年 2 月 24 日 (火曜日) 予定
6	プレゼンテーション審査 (第 2 次審査) の実施	令和 8 年 3 月 3 日 (火曜日) 午後
7	プレゼンテーション審査 (第 2 次審査) 結	プレゼンテーション審査 (第 2 次審査) 後、速や

	果の通知	かに通知する。
8	契約締結	令和8年4月1日(水曜日)予定

6 実施要領及び必要書類の掲載

(1) 配布日

令和8年2月2日(月曜日)午後1時から令和8年2月18日(水曜日)まで

(2) 配布方法

墨田区ホームページからのダウンロードによる。

URL <http://www.city.sumida.lg.jp/>

7 質問受付及び回答

本要領等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限 令和8年2月9日(月曜日)午後5時【必着】

(2) 受付方法 別紙「質問票」(様式1)により電子メールで提出すること。

メールアドレス：kenkousuishin@city.sumida.lg.jp

受付期間を過ぎた質問並びに電話、FAX及び訪問による質問は受け付けない。

メール件名は「【貴社名】墨田区地域保健活動相談記録電子化業務委託の質問」とする。

(3) 回答方法 令和8年2月16日(月曜日)【予定】に、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのある質問を除き、質問者名を伏せた上で、区ホームページ上で回答する。

8 参加表明書及び企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年2月18日(水曜日)午後5時【必着】

(2) 提出先 〒130-8628 墨田区横川五丁目7番4号 すみだ保健子育て総合センター2階 墨田区保健衛生部健康推進課

電話：03-3622-9152

(3) 提出方法 持参又は郵送による。

持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

郵送に関する事故については、区は一切責任を負わないものとする。

(4) 提出書類 ア 参加表明書(様式2)

イ 会社概要書(様式3)

ウ 実務実績書(様式4)

エ 企画提案書(実施体制を含む)

オ 本業務に当たる人員体制

カ 法人役員名簿

キ 過去3年分の財務指標

ク 見積書及び見積り内訳書

エ～クについては、任意様式A4判(両面可)とする。

(5) 提出部数 ア 参加表明書 1部(正本)

イ～ク 8部(正本1部、副本7部)

会社名(会社名が類推されるロゴ等含む)は、正本にのみ記載すること。

9 企画提案書の記載項目

(1) 企画提案書は、「11審査項目及び審査基準」を参考に、別紙「仕様書」の内容に基づいて

記載すること。なお、本区または本事業に有益と考えられる独自の提案等について記載することは差し支えない。

- (2) 企画提案書は、A4判(縦横自由)とし、様式は任意とする。各ページには、ページ番号を記載すること。
- (3) 企画提案書は、専門知識を有しない者であっても容易に理解できる内容で記載すること。
- (4) 企画提案書の内容で仕様確定とするものではない。

1.0 選定方法

本区職員による書類審査及びプレゼンテーション審査(以下「プレゼン審査」という。)により選定する。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された書類に不備がないか確認し、不備がなければ選考対象とし、結果はすべての事業者に電子メールで通知する。

(2) 第2次審査(プレゼン審査)

第1次審査(書類審査)を通過した事業者に対し、令和8年3月下旬に第2次審査(プレゼン審査)を行う。第2次審査は、企画提案書に関するプレゼンテーション(15分以内)及び本区職員によるヒアリング(10分程度)により行う。実施時間、場所、必要な持ち物等の詳細は、別途連絡する。

1.1 審査項目及び審査基準

審査に当たっては、以下の項目について総合的に判断し選定を行う。

審査項目	評価内容
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・ 同様業務の自治体からの受託実績・ 本区における受注実績・成果
担当の体制及び担当者の能力・経験等	<ul style="list-style-type: none">・ 同様業務に携わった経験値・ 保健情報等システム構築に関する知識及び理解度・ 業務遂行体制・サポート体制
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・ 会社概要(資本金、従業員数等)・ 受託に対する姿勢
提案内容	<ul style="list-style-type: none">・ 実施方針及び手法の妥当性・ スケジュールの実現性・ 本区の地域保健活動の特性に関する理解度・ 国及び東京都の地域保健活動の特性に関する理解度・ 情報セキュリティ及び個人情報保護対策を講じているか
見積額	<ul style="list-style-type: none">・ 経費の妥当性・ 十分な費用対効果が得られるか

1.2 事業者の選定

審査結果については、別途、通知する。

1.3 契約手続

(1) 契約の締結

選定された事業者は、本業務の受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内

容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和39年墨田区規則第11号）の規定に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

（2）次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

14 その他

- （1）提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては、提案者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書等は返却しない。また、提出後の加除修正は認めない。ただし、提出後、本区の判断により内容の確認、追加資料の提出を求めることがある。
- （3）提出書類は、審査の用途以外に使用しない。ただし、本件に係る情報公開請求があつた場合は、墨田区情報公開条例（平成13年3月29日条例第3号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。
- （4）本プロポーザルに関連し知り得た情報については、本区の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはいけない。
- （5）提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ア 実施要領に定める手続を遵守しない場合
 - イ 応募書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があつた場合
- （6）審査結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

15 問合せ・提出先

墨田区保健衛生部健康推進課地域保健担当

担当：糸井・佐久間・谷口・太田

〒130-8628 墨田区横川五丁目7番4号 すみだ保健子育て総合センター2階

電話：03-3622-9152

メールアドレス：kenkousuishin@city.sumida.lg.jp